

短期滞在手術等基本料1について

(大腸ポリープを切除される方へ)

「短期滞在手術等基本料1」とは日帰り手術を行うための環境として適切であり、手術を行うために必要な術前・術後の管理、検査、画像診断などを十分に行えると厚生局が評価をした施設にて適応となります。施設基準の取得には人員配置、施設設備の充実度、緊急時の対応など一定以上の質を確保することが求められています。

当院は2026年1月1日より「短期滞在手術等基本料1」の算定施設に認定され、より一層安心安全の上でポリープ切除(ポリペク)が行える施設となりました。

2026年1月1日以降の大腸ポリープ切除術を受けた方には短期滞在手術等基本料1が適応され、患者さまの負担額も変更となります。大腸ポリープ切除時のみ加算され、観察と生検のみの内視鏡検査は従来の検査費用となります。

引き続き安心して治療が受けられるように努めてまいります。

ご理解、ご了承の程、宜しくお願ひいたします。

2026年1月20日 みのり内視鏡クリニック